



大阪版PPP改革 「大阪府広告事業等」の取組について

大阪府企画調整部企画室主査
柴田英典

はじめに

大阪府では、行政と民間が多様な形で連携して、効率的でより質の高い公共サービスを提供する「大阪版PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）改革」に取り組んでいる。具体的には、これまで「ESCO事業」や「総務サービスセンター」「入札契約センター」など、民間との協働に先導的に取り組んできた実績を踏まえて、さらなる創意工夫のもと、コスト削減とサービスの質の向上の両面から、府政改革を進めて行こうとするものである。今回ご紹介する「広告事業等」も、その一環として取り組んでいるものであり、その概要を以下に述べていくこととする。

「広告事業等」の理念・目的

広告事業等は、大阪府が保有する庁舎、印刷物など有形・無形の様々な資産に、民間企業等の広告を掲載することで有効活用を図るものである。既に横浜市が先進的に取り組んでいるほか、最近では多くの自治体で同様の取組が始められており、国においても17年度から一部の印刷物等への広告掲載を開始しているところである。

その目的・効果としては、

◇府の有する資産を有効活用することによる“新たな財源の確保”

・収入増に限らず、本来府が行なうべき施策を民間資金を活用して実施する。

◇新たな財源による“府民サービスの向上”

・広告収入を有効活用し、広告媒体の維持管理に限らず、関連施策を積極的に推進し、府民サー

ビスの向上を図る。

◇事業者に広告媒体を提供することによる“地域経済の活性化”と“事業者の地域貢献”

・広告媒体を提供することによる中小企業をはじめ、地域の企業のPR活動を支援する。

・事業者が広告事業に参加することによる地域貢献（美化&広告料支出）。

といった点が考えられるが、こうした取組を通じて、民間とのタイアップに創意工夫を凝らし、公務員の固定観念を払拭するなど、府職員の意識を改革することが期待されている。

検討経過

本事業は、大阪府行財政計画（案）（平成16年9月改定版）において打ち出された「大阪版PPP改革」の取組の一つとして「広告事業等民間資金活用プロジェクト」として実施することになり、16年9月に庁内関係課で構成する検討ワーキンググループを設置（事務局は企画室）し、事業実施に向けた検討を開始した。

しかし、広告事業といっても、本府ではそれまで僅かに「府政だより」などの事例はあったものの、体系立てては行われておらず、果たしてどのようなものに広告を掲載するのか、またどうやって広告主（スポンサー）を探すのかなど、課題山積の中のスタートであった。以後、約半年にわたり次のような点について検討を行った。

（主な検討内容）

○広告媒体の選定について

・広告媒体化の可能な資産の洗い出し（庁内各部署へ照会）

- ・ 広告代理店や先行自治体（横浜市等）との意見交換

⇒いかに多くの人の目に触れるかが広告主獲得のポイント

- ・ 広告媒体化にあたっての法的問題の整理
⇒屋外広告物条例、公有財産規則等、公物管理法令との関係の整理など

○広告掲載基準等の策定について

- ・ 広告を掲載できる範囲、広告事業の範囲に係る基準、審査機関に関する規定など
⇒「大阪府広告事業要綱」「大阪府広告事業掲載基準」の策定

○広告収入の使途に関する考え方について

⇒各部局の創意工夫を促すため、広告収入の財源の取扱いについて、新たな「広告事業」の財源については部局の歳入確保努力と整理し、原則全額、部局で活用可能とした。

ワーキンググループにおける検討を踏まえ、広告事業第一弾として、パスポートセンター（本所）で民間広告を掲出することとなり、広告代理店の募集等を経て17年4月から広告掲出を開始した。

実施例

以下、現在取り組んでいる主な広告事業等をご紹介します。

（広告事業）

<庁舎等（屋内）広告>

- パスポートセンター（本所）への広告掲出（17年4月～）（⇒写真）

所内の壁面へのポスターの掲出（B1版8枚分1箇所、1枚分1箇所）と、ラックへの企業パンフレットの設置（1箇所）。

「大阪府広告事業等」の第一弾であり、パスポートセンター内に広告を掲出するのは全国初であった。事業開始前から知事の記者会見等で報道されていたこともあり、広告事業者関係だけでなく、他の自治体等からの問い合わせも多く、「歩道橋リフレッシュ事業」とともに、本府広告事業等のシンボリックな事業となっている。第一弾ということもあり、掲出する広告の大きさ、場所の選定、広告代理店の募集方法など、まさに手探り状態からの取組であったが、関係課の尽力により何とかスタートすることができた。

なお、壁面へのポスター掲出にかかる広告料については、行政財産の目的外使用許可による使用料としている。

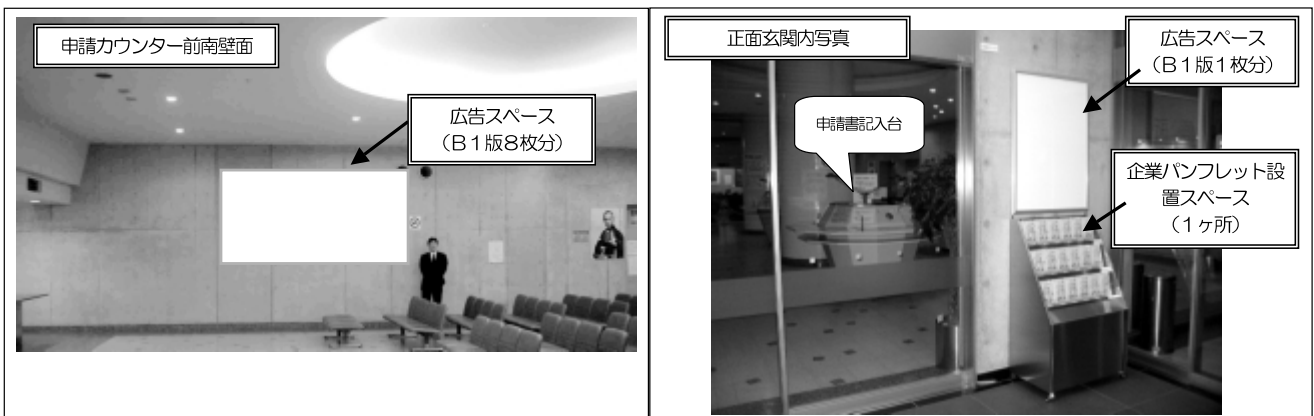
<電子媒体広告>

- 府ホームページへのバナー広告掲載（17年6月～）

府ホームページトップページにバナー広告を掲載。

17年6月からホームページトップページに掲載を開始（都道府県では高知県に次いで2番目）。当初6枠でスタートし、7月から10枠に拡大した。

写真 パスポートセンター（本所）広告事業（イメージ）



<印刷物広告>

○府政だよりへの広告掲載（13年度～）

府の広報紙「府政だより」に広告を掲載。

平成13年度から「府政だより」の発行回数を確保するための財源として、民間企業等の広告を掲載している。これにより、発行回数を年6回から9回に増やすことができた。「広告事業等」開始以前から広告を掲載していた数少ない事例である。

○自動車税等納税通知書送付用封筒への広告掲載（17年5月～）

「自動車税」「個人事業税」の納税通知書送付用封筒（17年度：自動車税約188万件、個人事業税約14.5万件）の折り返し部分に広告を掲載。

○大阪府職員録への広告掲載（17年7月）

府職員録の裏表紙全面に広告を掲載。

主として府職員等が職場において使用するものであり、発行部数も少ない（約3,000部）ことから、「果たしてこんなものに…」という意見もあったが、「府職員」という明確なターゲットがあることを前面に打ち出し、広告主を獲得することができた。日常から府職員の目に触れるものであるため、庁内で「広告事業」を周知する上で大きな効果があると考えている。

○本庁共通使用封筒への広告掲載（17年10月～）

本庁共通使用封筒4種類（角型2号、角型A4号、長形3号、洋形4号）の裏面に広告を掲載。（17年度は17年10月～18年3月発行分、4種類計90万部に掲載する予定）

○その他

各種リーフレット等への広告掲載など。

広告掲載に対する対価として広告料として徴収する場合と、広告を掲載する見返りに印刷まで民間事業者が行い、現物を寄附受けする手法がある。配布先が決まっているなど、広告のターゲットが明確であれば少額でも広告を導入することが可能である。

（ストリートファニチャー事業）

○企業名を掲載した「熊野参詣道道しるべ」の設置（16年度～）

熊野参詣道沿いの企業等から、企業名を掲載した「道しるべ」の寄贈を受け設置。

○「企業との協働歩道橋リフレッシュ事業」の試行実施（17年度～）

府が管理する歩道橋の維持管理において、企業等が歩道橋の塗替え等を行う代わりに、その企業等の道先案内を歩道橋に標示することにより、交通流の円滑化を図るもの。17年度は3ヶ所を予定しており、これまでに2ヶ所（大阪臨海線 小松緑歩道橋（泉大津市）、国道479号線 梅園歩道橋（守口市））が完成し、1ヶ所（大阪中央環状線 門真市 門真北歩道橋）が本年3月以降着手予定である。

（詳細は、自治大阪2005年8月号「HOTNEWS」を参照）

今後の方向

これまでの実施状況を踏まえ、引き続き、民間資金活用に向けた新たな広告媒体を発掘し、条件の整ったものから順次実施していくこととしている。

広告事業を担当して約1年になるが、今回ご紹介した広告等の実現に向けた検討の中で、その事業を担当したり、施設を管理している各所属の職員の創意工夫と熱意に大きな感銘を受けた。

トヨタ自動車が現場での「カイゼン」の積み重ねによって、現在の地位を保っているように、今日は「現場の力」に注目が集まっている。広告事業等の取組は、まさに府の各現場におけるアイデアと工夫によって実現したものである。広告事業等による収入は、府の財政規模から見れば決して大きくはないが、こうした身近なところから取り組むことによって、少しずつではあるが、コスト削減と府民サービスの向上という「PPP改革」の目的を実現させていきたいと考えている。

（参考）

大阪府広告事業等のホームページ

（「広告事業等のご案内」）

URL: <http://www.pref.osaka.jp/kikaku/kokoku/top.html>